

地域で子どもを育むプロジェクト ～信州こどもカフェ運営支援助成～
2023年度 募集要項

趣 旨	<p>県内の子どもが地域の多様な人との関わりを通じて、様々な困難を乗り越え成長する力を育むことを目的として、信州こどもカフェ（以下「こどもカフェ」という。）の運営を支援します。</p> <p>※本助成は、信州こどもカフェの活動を応援したい民間企業、団体、個人の皆様から長野県にいただいた寄付を活用し実施しています。</p>
対象団体	<p>助成対象となる団体は、令和5年12月までに開設する以下の（1）から（8）までをすべて満たすこどもカフェを運営する団体等とします（法人格の種類、有無は問いません）。</p> <p>（1）県内で開設され、営利を目的としないもの。</p> <p>（2）計画的に開催され、同一地区内で月1回以上開催されるもの。</p> <p>（3）以下アからウのいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。</p> <p>ア 学習支援と食事提供</p> <p>イ 学習支援とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等）</p> <p>ウ 食事提供とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等）</p> <p>（4）今年度、長野県で実施する地域発元気づくり支援金の助成を受けていない活動であること。</p> <p>（5）こどもカフェの開設時に、現場を統括するリーダー及び子どもに対して適切な支援ができるボランティア等のスタッフが配置されていること。</p> <p>（6）食事提供にあたっては、無料又は低額（実費相当程度）の料金とされていること。また、衛生管理が十分配慮されていること。</p> <p>（7）活動内容が公序良俗に反しないこと。</p> <p>（8）本助成金を3か年を受けていない活動であること。</p>
対象経費	<p>こどもカフェの活動に要する経費 （食材費、賃借料、謝金、旅費、印刷費、消耗品費、燃料費 等）</p> <p>※領収書またはレシート等の明細（原則原本に限る）のあるものに限り、<u>※1件あたり100,000円以上の物品で1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりませんので、ご注意ください。</u></p> <p>※新型コロナウイルスの影響により開催できない月に、家庭向けに弁当や食料品の配布を行う場合、活動に必要な上記経費も対象とします。</p>
対象期間	令和5年4月1日から令和6年2月29日までに行う事業
応募方法	<p>助成申請書（様式1-1）を記入の上、関係書類を添付して、団体住所のある市町村社会福祉協議会にご提出ください。ご提出いただいた申請書は市町村社会福祉協議会を通じて本会へ回送されます。</p> <p>助成申請書は本会ホームページからダウンロードすることができます。 URL：https://www.nsyakyo.or.jp/2023/07/10/3704/</p> <p>【募集締切】令和5年8月4日（金）</p>

活動を行うこどもカフェの開設時期により助成限度額は、以下のとおりです。

- ・助成決定額は、予算の範囲内で決定します。
- ・助成額は実績に応じた額でお支払いします。
- ・助成金の受取は3か年を限度とします。
- ・助成額は1か所あたりの額です。

こどもカフェ開設時期	基本額	上乗せ額①※ ¹	開催頻度に合わせて 上乗せ額②※ ²	助成額 (上限)
R5年3月以前に 開設している	4万円	配布有 2万円	月1回(年間16回以下) 0円	6万円
		配布無 0万円		4万円
		配布有 2万円	月2回(年間17回~27回) 4万円	10万円
		配布無 0万円		8万円
		配布有 2万円	月3回(年間28回~38回) 8万円	14万円
		配布無 0万円		12万円
		配布有 2万円	月4回(年間39回以上) 12万円	18万円
		配布無 0万円		16万円
R5年4月~R5年12月 までに 新規開設する	6万円	配布有 2万円	月1回(年間16回以下) 0円	8万円
		配布無 0万円		6万円
		配布有 2万円	月2回(年間17回~27回) 4万円	12万円
		配布無 0万円		10万円
		配布有 2万円	月3回(年間28回~38回) 8万円	16万円
		配布無 0万円		14万円
		配布有 2万円	月4回(年間39回以上) 12万円	20万円
		配布無 0万円		18万円

※¹上乗せ額①についてはお弁当・食料配布の活動を行う場合、対象となります。

※²上乗せ額②についてはR5.4月~R6.2月の11ヶ月間に合計何回開催するかにより、開催頻度が異なります。
期間途中に新規で開始する場合も同様ですので、ご注意ください。

助成決定
から
実施報告
までの
流れ

- (1) 助成の決定(9月上旬頃)
市町村社会福祉協議会に提出された助成申請書をもとに本会において審査後、本会から各団体にお知らせします。
- (2) 助成金(1回目)の送金(9月末~10月末)
助成決定後、指定口座に送金します。
- (3) 実施報告書の提出(3月上旬)
事業実施後に実施報告書を提出してください。
- (4) 助成金(2回目)の送金(3月末)
実績報告書により年間開催回数を確認し、上乗せ額②を決定し、送金します。

助成金の
返還義務

正当な理由がなく次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還していただく場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき
- (3) 対象活動を中止したり、完了できないとき
- (4) 事業規模の縮小により助成金の交付済額に不用額が発生したとき

申請書
提出先

団体住所のある市町村社会福祉協議会にご提出ください。
ご提出いただいた申請書は市町村社会福祉協議会を通じて本会へ回送されます。

【市町村社会福祉協議会の所在地・連絡先】

URL : <https://www.nsyakyo.or.jp/about/cities/>